

## 定期報告対象建築物リストの閲覧について

兵庫県では定期報告率の向上を図ることを目的に、下記のとおり定期報告対象となる建築物のリストを定期報告調査資格者※の閲覧に供し、定期報告義務の着実な履行を促進することとしています。

### 【閲覧できる者】

閲覧できるのは定期報告調査資格者※など、定期報告に関する業務に従事する者に限ります。

※定期報告調査資格者：一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員

### 【対象区域】

兵庫県が特定行政庁として所管する区域の建築物に限ります。

神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、伊丹市、明石市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市、高砂市の建築物の閲覧については各市にお問い合わせ下さい。

### 【閲覧に供する建築物リスト】

閲覧に供する建築物リストは、令和元年度の定期報告対象となる建築物※です。

※下記の用途のうち一定規模以上のもの

- ① 学校
- ② 体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
- ③ 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗
- ④ 事務所その他これに類するもの

(リストのイメージ)

用途	名称	住所
学校	△△市立〇〇小学校	〇〇市△△町1-1
図書館	△△市立〇〇図書館	△△市◎◎町1-1
物販店舗	□□スーパー〇〇店	□□市〇〇町1-1
事務所	〇〇本社	◎◎市□□町1-1

### 【閲覧方法】

下記の閲覧場所で係員の指示に従って備付けの対象建築物リストを閲覧して下さい。(コピー不可)

### 【閲覧場所】

閲覧場所	対象建築物所在地	閲覧場所所在地
兵庫県建築指導課	下記の市町全て	神戸市中央区下山手通 5-10-1
宝塚土木事務所 まちづくり建築課	猪名川町	宝塚市旭町 2-4-15
加古川土木事務所 まちづくり建築課	稲美町、播磨町	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1
加東土木事務所 まちづくり建築課	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	加東市社字西柿 1075-2
姫路土木事務所 まちづくり建築第1課 まちづくり建築第2課	神河町、市川町、福崎町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町	姫路市北条 1-98
豊岡土木事務所 まちづくり建築第1課 まちづくり建築第2課	豊岡市、新温泉町、香美町、養父市、朝来市	豊岡市幸町 7-11
丹波土木事務所 まちづくり建築課	篠山市、丹波市	丹波市柏原町柏原 688
洲本土木事務所 まちづくり建築課	洲本市、南あわじ市、淡路市	洲本市塩屋 2-4-5

**【閲覧期間】**

令和元年9月13日（金）～10月31日（木）

**【情報の目的外使用の禁止】**

建築物リストを閲覧して得た情報は、定期報告に関する業務以外への利用を禁止します。